

# 標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

## 1. 組織情報

■ 法人名称

■ 所轄庁

■ 主たる事務所の所在地

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

■ 法人設立登記年月日

■ 定款に記載された目的

■ 活動分野

<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 社会教育	<input checked="" type="checkbox"/> まちづくり
<input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ	<input checked="" type="checkbox"/> 環境の保全	<input checked="" type="checkbox"/> 災害救援
<input checked="" type="checkbox"/> 地域安全	<input checked="" type="checkbox"/> 人権・平和	<input type="checkbox"/> 国際協力
<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画社会	<input type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input checked="" type="checkbox"/> 情報化社会
<input type="checkbox"/> 科学技術の振興	<input type="checkbox"/> 経済活動の活性化	<input type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会
<input type="checkbox"/> 消費者の保護	<input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	

■ 事業活動の概要 (400字以内)

公開用電話番号

■ ファクス

■ ホームページ

■ メールアドレス

■ 常勤職員数

■ 認定  (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日  認定満了日

相対値基準  絶対値基準  条例指定  仮認定

■ 閲覧書類の添付  定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書／ 収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

## 2. 財務情報

### ■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

### ■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	27,540,294		27,540,294
1. 受取会費	64,000		64,000
2. 受取寄附金	0		0
3. 受取民間助成金	475,000		475,000
4. 受取公的補助金	19,374,971		19,374,971
5. 自主事業収益 （うち介護事業収益）	0 0		0 0
6. 受託事業収益 （うち公益受託収益）	7,358,023 0		7,358,023 0
7. その他収益	268,300		268,300
II 経常費用計	27,207,821		27,207,821
1. 事業費 （うち人件費）	17,330,410 16,004,400		17,330,410 16,004,400
2. 管理費 （うち人件費）	9,877,411 0		9,877,411 0
III 当期経常増減額	332,473		332,473
IV 経常外収益計	0		0
V 経常外費用計	0		0
VI 経理区分振替額	0		0
VII 当期正味財産増減額	332,473		332,473
VIII 前期繰越正味財産額	1,529,905		1,529,905
IX 次期繰越正味財産額	1,862,378		1,862,378

### ■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	6,166,005	1. 流動負債	2,157,831
2. 固定資産	3,588,862	2. 固定負債	0
		負債合計	2,157,831
		III 正味財産の部	
		正味財産合計	7,597,036
資産合計	9,754,867	負債及び正味財産合計	9,754,867

■ 準拠している会計基準  NPO法人会計基準

その他（その会計基準名）……………

■ 監査の実施  監事監査

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人チームさどわらといたします。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮崎市に置きます。

(目的)

第3条 この法人は、障害をもつ人々が、地域において自立した日常生活、又は社会生活を営む事が出来るよう、日中活動支援サービスに関する事業を行うものです。

宮崎県内の障害者の一人一人を尊重し、人権の擁護に尽力いたします。

よって、福祉のまちづくりに寄与する事を目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係わる事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、つぎの特定非営利活動にかかわる事業を行います。

- (1) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- (2) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
- (3) 障害者が安心して生活するための環境づくりの事業
- (4) 市民に対する啓発活動のための事業
- (5) 権利擁護にかかわる事業
- (6) 障害者の社会参加を推進するための事業
- (7) 障害者と保護者との相談にかかわる事業
- (8) 上記①～⑥の事業に係る団体との調整や連絡にかかわる事業
- (9) その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければなりません。

(入会)

第8条 この法人の正会員及び賛助会員として入会しようとする人は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければなりません。

- 2 理事会は、正当な理由がない限り、その人の入会を認めなければなりません。
- 3 理事長は、第1項の入会を認めないときは速やかに、理由を付した書面をもつ

てその旨を通知しなければなりません。

(退 会)

第9条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できます。

2 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

- (1) 本人が退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除 名)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができます。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員にあらかじめ通知するとともに、議決を行う理事会において、議決の前にその正会員に弁明の機会を与えなければなりません。

### 第3章 役員および顧問

(種類及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 5人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長とします。

(選 任)

第12条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任します。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任します
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員数の3分の1を超えて含まれることはできません。
- 4 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることはできません。

(職 務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総括します。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し業務を補佐するとともに、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務を代行します。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行います。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第14条 役員の任期は2年とします。但し再任は妨げません。
- 2 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。
  - 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とします。
  - 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとします。

(解任)

- 第15条 役員が心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められたときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができます。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁解の機会を与えなければなりません。

(報酬等)

- 第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることが出来ます。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会で決定します。

(顧問)

- 第17条 この法人に顧問を若干名、置くことが出来ます。
- 2 顧問は、学識経験者、又はこの法人に功労のあった者の内から、理事会の推薦により理事長が委嘱します。
  - 3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる事が出来ます。
  - 4 第14条第1項の規定は、顧問についても準用します。

## 第4章 総会

(種別及び構成)

- 第18条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会とします。
- 2 総会は、正会員をもって構成します。
  - 3 正会員以外の他の会員は、総会に出席して意見を述べる事が出来ます。

(権能)

- 第19条 総会は、この定款に別に規定するものの他、この法人の運営に関する重要事項を議決します。

(開催)

- 第20条 定期総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催します。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催します。
    - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第21条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集します。
- 2 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、理事長は30日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
  - 3 総会を招集するときは、正会員に対し、総会の目的である事項及びその内容並び

に日時及び場所を示した書面をもって、総会の日の10日前までに通知するものとします。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできません。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長の議決によります。

2 議決事項は、総会においては第21条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員3分の2以上の同意があった場合にはこの限りではありません。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を持つ正会員は、当該事項について表決権を行使することはできません。

(書面表決権)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は他の正会員を代理人として表決権を行使することができます。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会毎に議長に提出しなければなりません。

3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第23条及び前条第1項の規定の摘要について出席したものとみなします。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名、捺印し、これを保存しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にはその数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は理事をもって構成します。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができます。

(権能)

第28条 理事会は、この定款に別に規定するものの他、次に掲げる事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第30条 理事会は理事長が招集します。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容をしめした書面をもって、開催日の1週間前までに通知するものとします。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたります。

(定足数)

第32条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできません。

(議 決)

第33条 理事会の議決事項は、この定款に別に定めるものの他、出席した理事の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長の議決に委ねられます。

- 2 理事会において、第30条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項について議決することができます。但し、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係にある理事は、当該事項について表決権を行使することはできません。

(書面表決権)

第34条 理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができます。

- 2 前項の規定により表決権を行使する理事は、第32条及び前条第1項の規定については出席したものとみなします。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事の中からその理事会において選任された議事録署名人2人が署名、捺印しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び氏名（書面表決権がある場合には、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次にあげるものを持って構成します。

- (1) 当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の議決を経て理事長が管理します。

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行なわなければなりません。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、年度開始前に理事会の議決を得た上で、暫定予算とします。

- 2 前項の規定による理事会の議決を経た事業計画及び予算は、当該事業年度の総会において議決を経なければなりません。
- 3 当該総会は、報告を受けた事業計画及び予算の変更を議決できます。変更の議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画及び予算を変更しなければなりません。
- 4 事業年度中に事業計画及び予算を変更した場合は、理事会の議決を経て行うことが出来ます。理事長は、変更した内容について、当該事業年度終了後の総会に報告しなければなりません。

(予備費の設定及び使用)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければなりません。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支決算書の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければなりません。

(余剰金の処分)

第43条 この法人の決算において、余剰金を生じたときは、次期事業年度に繰りこすものとしてします。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併等

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の過半数以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければなりません。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係わる定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければなりません。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併



(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の2分の1以上の議決を得なければなりません。
- 3 第1項第3号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければなりません。

(清算人の選任)

第46条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散は除く）は、理事が清算人になります。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）に有する残余財産は、総会において正会員の2分の1以上の議決を得て、他の特定非営利活動法人、又は社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人に譲渡するものとします。ただし、可否同数のときは、議長の決めることとします。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の2分の1以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければなりません。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、本会の掲示場に掲示すると共に官報に掲載して行います。

## 第8章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するために、事務局を置きます。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができます。
- 3 職員は、理事会の議決を経て理事長が任命し、理事は職員を兼務することができます。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事会が別に定めます。

## 第9章 雑則

(実施規則)

第51条 この定款施行についての必要事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定めます。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立した日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長 佐藤 君代  
副理事長 土屋 良子  
理事 森 富貴子  
理事 前田 治雄  
理事 福田 精子  
理事 宮下 富士子  
監事 鎌田 孝子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第40条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費（年額）は、次に掲げる金額とします。

(1) 正会員	個人	年額	2,000円
	団体	年額	5,000円
(2) 賛助会員	個人	年間1口	2,000円（何口でも可）
	団体	年間1口	5,000円（何口でも可）

平成 22 年度活動実績報告

日 程	行事・事業	内 容
平成 22 年 4 月 1 日	地域福祉センター	H22 年度清掃業務委託
4 月 3・4 日	さどわら特産まつり	うどん・おにぎり
4 月 2・5・8・ 13 日	望洋園・交通公園・宝塔山 東病院・テクノ	ユーカー福祉会・(県) 育成会・建設課・ ペプシ・工業政策課
4 月 14 日	運営スタッフ会 28 回	一心寿司
4 月 28 日	リサイクル工房	久峰食堂 27 名予約
5 月 10 日	運営スタッフ会 29 回	事務所
5 月 23 日	第 2 回定期総会	久峰食堂
6 月 16 日	運営スタッフ会 30 回	事務所
5 月 12 日 6 月 12 日 ～ 7 月 27 日	口蹄疫発生  公園閉鎖期間	実習生 (2 人) 受け入れ中止 電話応対訓練・接客訓練・チラシ折 オリジナル箸入れ作成・売上表記入 シール貼り・石鹸包装・わくわく市参加 歓迎会・大掃除・避難訓練 (7/13) フライヤー設置・その他
7 月 14 日	運営スタッフ会 31 回	事務所
8 月 11 日	運営スタッフ会 32 回	事務所
8 月 21 日	九州地区手をつなぐ育成会宮崎 大会	サンホテル 本人部会 (利用者)
9 月 4 日	清掃スキルアップ研修	わくわくネットワーク (職員対象)
9 月 7 日	第 1 回理事会	久峰食堂
9 月 17・18 日	市場石鹸販売会	山崎紙源センター
9 月 22 日	運営スタッフ会 33 回	事務所
10 月 11 日	がんばろう宮崎 i n 佐土原	“感謝と復興のまつり” 福祉センター
10 月 17 日	さどわら健康ふくしま祭り	焼きそば・ばら寿司
10 月 24 日	環境フェスタ	エコクリーン うどん・ばら寿司
10 月 28 日	指導監査	(市) 障害福祉課
11 月 3 日	健康ふくしま祭り	フローランテ宮崎 うどん・ばら寿司
11 月 19・20 日	DHT 参加	わくわくネット販売会・フェニックス
11 月 27 日	運営スタッフ会 34 回	歓・送別会 大吉寿司
12 月 7 日	りんご贈呈式	青森ごしょがわら J A
12 月 8 日	宮崎中央市場清掃委託事業	宮崎市場
12 月 14 日	第 2 回理事会	久峰食堂

12月18日	事務所移転	登記日1月5日
12月19日	研修視察旅行	串間道の駅 青島パームビーチ泊
12月22日	運営スタッフ会 35回	事務所
H23年1月10日	久峰公園イベント	“桜の木のオーナーになろう” 豚汁
1月12日	運営スタッフ会 36回	事務所
1月20日	NPOマネージメントアドバイザリー派遣	(県)生活・協働・男女参画課
1月28日	第3回理事会	久峰食堂
2月26日	清掃スキルアップ研修	わくわくネットワーク (利用者対象)
2月26日	運営スタッフ会 37回	事務所
3月9日	運営スタッフ会 38回	事務所
3月11日	ふれあいスポーツ大会	佐土原町身体福祉協会
3月16日	宮崎中央市場清掃委託事業	宮崎市場
3月24日	入札	現説 (17日) 地域福祉センター
3月23日	Gゴルフ大会	久峰食堂 “ろうきん” 40名予約
3月25日	第1回実行委員会	東日本大震災チャリティー絵画展
3月29日	花の寄せ植え教室	(市)手をつなぐ育成会

# 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人チームさどわら  
 全社

(単位：円)

平成23年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

現金	38,800
小口現金	53,376
普通預金	1,473,164
現金・預金計	1,565,340

(売上債権)

未収金	4,508,418
売上債権計	4,508,418

(棚卸資産)

棚卸資産	92,247
棚卸資産計	92,247

流動資産合計

6,166,005

### 【固定資産】

(有形固定資産)

車両運搬具	768,072
什器備品	819,056
有形固定資産計	1,587,128

(無形固定資産)

預託金	32,470
無形固定資産計	32,470

(投資その他の資産)

敷金	35,000
工賃変動積立預金	100,018
設備等整備積立預金	134,144
施設整備等積立預金	850,102
給与積立預金	850,000
投資その他の資産計	1,969,264

固定資産合計

3,588,862

資産の部 合計

9,754,867

## 《負債の部》

### 【流動負債】

未払金	2,166,556
預り金	
所得税	△8,725

流動負債計

2,157,831

負債の部 合計

2,157,831

正味財産

7,597,036

# 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人チームさどわら  
 全社

(単位：円)

平成23年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未 払 金	2,166,556
現 金	38,800	預 り 金	△8,725
小口 現金	53,376	流動負債 計	2,157,831
普通 預金	1,473,164	<b>負債の部合計</b>	<b>2,157,831</b>
現金・預金 計	1,565,340		
(売上債権)		<b>正味財産の部</b>	
未 収 金	4,508,418	<b>【積立金】</b>	
売上債権 計	4,508,418	工賃変動積立金	200,539
(棚卸資産)		設備等整備積立金	234,119
棚卸 資産	92,247	施設整備積立金	2,650,000
棚卸資産 計	92,247	給与積立金	2,650,000
流動資産合計	6,166,005	積立金 計	5,734,658
<b>【固定資産】</b>		<b>【正味財産】</b>	
(有形固定資産)		正味 財産	1,862,378
車両運搬具	768,072	(うち当期正味財産増加額)	332,473
什器 備品	819,056	正味財産 計	1,862,378
有形固定資産 計	1,587,128	<b>正味財産の部合計</b>	<b>7,597,036</b>
(無形固定資産)			
預 託 金	32,470		
無形固定資産 計	32,470		
(投資その他の資産)			
敷 金	35,000		
工賃変動積立預金	100,018		
設備等整備積立預金	134,144		
施設整備等積立預金	850,102		
給与積立預金	850,000		
投資その他の資産 計	1,969,264		
固定資産合計	3,588,862		
<b>資産の部合計</b>	<b>9,754,867</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>9,754,867</b>

# 平成22年度損益計算書

平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日

特定非営利活動法人 チームさどわら

(単位:円)

科目	予算額	1次補正	決算額	差異	備考
事業活動収益					
事業収入	6,500,000	7,100,000	7,358,023	△ 258,023	食堂3,450,403・清掃3,907,620
利用者負担金収入	0	0	21,778	△ 21,778	
助成金収入	0	850,000	1,339,927	△ 489,927	ふるさと愛の基金・送迎助成金
正会員会費収入	50,000	50,000	64,000	△ 14,000	(29名+3名)×2,000円
自立支援費収入	14,400,000	18,000,000	18,510,044	△ 510,044	訓練等給付費
その他事業収入	0	0	245,990	△ 245,990	
受取利息収入	1,000	1,000	532	468	
事業活動収益計	20,951,000	26,001,000	27,540,294	△ 1,539,294	
事業活動費用					
事業費					
期首たな卸高	0	0	39,477	△ 39,477	
給料手当	11,500,000	13,200,000	13,929,300	△ 729,300	施設長1人・常勤4人・非常勤3人
利用者報酬	1,500,000	1,700,000	2,075,100	△ 375,100	昨年対比139%
仕入高	400,000	500,000	355,551	144,449	
材料費	1,100,000	1,100,000	1,023,229	76,771	
合計	14,500,000	16,500,000	17,422,657	△ 922,657	
期末たな卸高	0	0	△ 92,247	92,247	
事業費計	14,500,000	16,500,000	17,330,410	△ 830,410	
管理費					
法定福利費	1,000,000	1,100,000	964,052	135,948	社会保険料・労働保険料
福利厚生費	300,000	300,000	250,502	49,498	制服・エプロン・歓迎会
通信費	300,000	300,000	238,994	61,006	固定電話携帯各2台・切手代
水道光熱費	650,000	700,000	754,377	△ 54,377	電水513,391・ガス225,170
旅交通費	200,000	200,000	97,310	102,690	理事旅費手当
印刷製本費	30,000	30,000	0	30,000	
接待交際費	50,000	50,000	9,000	41,000	
会議費	50,000	60,000	43,401	16,599	スタッフ会・お茶代・他
消耗品費	800,000	800,000	829,168	△ 29,168	
研修費	30,000	30,000	25,850	4,150	
修繕費	50,000	120,000	247,565	△ 127,565	車検代・車修理代・他
行事費	200,000	450,000	415,517	34,483	研修旅行・懇親会・歓迎会
代家賃	0	164,800	196,300	△ 31,500	家賃35,000・駐車10,500
車両燃料費	400,000	500,000	440,828	59,172	
保険料	400,000	400,000	385,090	14,910	車両3台分・その他損害保険
租税公課	10,000	20,000	62,100	△ 42,100	自動車税3台・印紙代
支払手数料	10,000	10,000	17,217	△ 7,217	
減価償却費	700,000	700,000	795,828	△ 95,828	
雑費	300,000	450,000	295,092	154,908	会費・協会費・新聞・許可証
工賃変動積立金繰入	150,000	150,000	100,539	49,461	
設備等整備積立金繰入	650,000	650,000	100,000	550,000	
施設整備等積立金繰入	0	1,000,000	1,800,000	△ 800,000	
給与積立金繰入	0	1,000,000	1,800,000	△ 800,000	
雑損失	0	0	8,681	△ 8,681	
予備費	171,000	316,200	0	316,200	
管理費計	6,451,000	9,501,000	9,877,411	△ 376,411	
事業活動費用計	20,951,000	26,001,000	27,207,821	△ 1,206,821	
事業活動増減額	0	0	332,473	△ 332,473	
当期活動増減額	0	0	332,473	△ 332,473	

## 計算書類に対する注記

### 1.重要な会計方針

#### (1)固定資産

##### ①計上基準

取得価額10万円以上で1年以上使用見込のものを固定資産に計上しております。

##### ②減価償却の方法

定率法によっております。

#### (2)資金の範囲

現金、小口現金、普通預金

### 2.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりです。(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,680,260	912,188	768,072
什器備品	1,491,805	672,749	819,056
合計	3,172,065	1,584,937	1,587,128

### 3.保証債務、担保提供資産はありません。